

1. Press Releases/Topics

中津川市で「公共料金明細サービス（公振くん）」の取扱いを開始しました

当行は10月31日（水）、公共料金などの支払事務を効率化する「公共料金明細サービス（公振くん）」の取扱いを開始し、岐阜県内の地方公共団体では「初」となる中津川市へ提供を開始しました。

本サービスは公共料金や税金の支払いなどの口座振替による支払いにおいて、引落金額と引落明細の情報を口座引落前にお知らせし、支出伝票の自動起票など経理処理を大幅に効率化することができるサービスです。

当行はこれからも、企業や地方公共団体の事務効率化となり、働き方改革に資するサービスを提供してまいります。

目次

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

取扱開始日	平成 30 年 10 月 31 日（水）
ご利用対象	・地方公共団体 ・支店や営業所などの多い企業 など
対象料金	電気料金・電話料金・ガス料金・水道料金・地方税など ※一部取り扱いできない料金があります。
メリット	・公共料金や地方税の支払いを口座振替に切り替えますので、銀行への納付書の持込みや伝票処理などの経理事務負担を削減できます。 ・事前に引落予定データをご提供しますので、正確な資金手当が可能となり、支払遅延の防止や効率的な資金運用が実現できます。 ・公共料金明細サービスでご提供するデータには、引落金額や料金の負担部門が特定できる顧客番号をセットしています。このデータを公共料金明細サービス専用ソフトに取り込み、ご利用いただくことにより支出伝票の自動起票など経理処理を大幅に効率化することができます。
照会先	公務営業部（TEL 058-266-2527）

「地方銀行フードセレクション 2018」を開催しました

当行を含む地方銀行54行は、地域の食品関連事業者さまの販路開拓支援を目的として「地方銀行フードセレクション2018」を開催しました。

同商談会には、全国の地方銀行のお取引先さまから、飲食料品製造業者など970社・団体が出展し、当行からは連携する県内の商工会議所・商工会の後押しを受け、29社・団体のお取引先さまが出展しました。会期中は出展社の取引店担当者を中心に応援者を派遣し、ブースへの呼び込み等により、出展社のサポートを行いました。会場では、百貨店や商社、食品メーカーなどの食品担当バイヤー13,248名が来場し、各出展社とも活発に商談を行う様子が見られました。

当行は今後も、こうしたビジネスチャンスの場を提供することにより、地域の食品関連産業の発展を支援してまいります。

名 称	地方銀行フードセレクション 2018
会 期	平成 30 年 10 月 23 日（水） 10:00～17:00 平成 30 年 10 月 24 日（水） 10:00～17:00
会 場	東京ビッグサイト 西展示棟 西1・2ホール
出展対象者	主催銀行の取引先で、全国への販路開拓を希望する食品関連事業者等
出展社数	970社・団体／862小間
来場担当者	百貨店、外食チェーン、ホテル、卸業、商社、食品メーカーなどの食品担当バイヤー等
来場者数	13,248名
主催銀行	当行を含む地方銀行54行
主 催	リッキービジネスソリューション株式会社
照会先	法人営業部 地域開発グループ（TEL 058-266-2523）

当行の無料相談サービス

◆法律相談会 …開催日の2日前までに事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
12月4日	(火)	13:45～15:05
12月11日	(火)	13:45～15:05
12月18日	(火)	13:45～15:05
12月25日	(火)	14:00～15:20

(渡辺弁護士／お1人さま20分)

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
12月4日	(火)	13:30～15:00
12月11日	(火)	13:30～15:00
12月18日	(火)	13:30～15:00
12月25日	(火)	13:30～15:00

(山口弁護士／お1人さま30分)

※会場は山口敬二法律事務所（JR名古屋駅徒歩5分）に変更される場合があります。

◆税務相談会 …事前予約要(無料)

十六総合研究所会場 (十六ビル7階)		
12月5日	(水)	13:00～16:00
12月20日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU名古屋支店会場 (名古屋ビル17階)		
12月13日	(木)	13:00～16:00

PLAZA JUROKU岐阜支店会場 (岐阜スカイウイング37 東棟1階)		
12月6日	(木)	13:00～16:00

星が丘支店会場		
12月19日	(水)	13:00～15:30

(全会場 小野税理士／お1人さま30分)

北長良支店会場		
12月12日	(水)	13:00～15:30

※諸事情により、開催日・会場が変更になる場合がありますので、本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

2. 公的機関情報

➤ 「知財のミカター巡回特許庁 in 中部ー」の開催

受付中！

主 催	特許庁、中部経済産業局	
内 容	中部経済産業局は特許庁とともに、平成 30 年 11 月 29 日(木)から 12 月 26 日(水)にかけて、「知財のミカター巡回特許庁 in 中部ー」を開催します。初日のオープニングイベントでは、「経営に資する知財戦略の最前線」をテーマにしたパネルディスカッションや知的財産にまつわる訴訟の対応策やリスク管理等についてお話します。また、期間中は中部地域で出張面接を集中的に実施します。ぜひお申し込みください。	
名 称	オープニングイベント	出張面接
日 時	平成 30 年 11 月 29 日(木) 10:00～17:00	平成 30 年 11 月 29 日(木) ～12 月 26 日(水)
場 所	ポートメッセなごや 交流センター 愛知県名古屋市港区金城ふ頭 2 丁目 2	中部地域(愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県)
対 象	知財にご興味のある方、 実務に関わっている方	中部全域に事業所がある中小企業及び中小企業支援関連の企業・団体
参加費	無料	
照会先	中部経済産業局 https://www.junkai-jpo2018.go.jp/nagoya.html	

➤ 平成 30 年度 岐阜市ビジネスチャレンジ支援セミナー 第 3 弾 「売上増加につながるタイムマネジメント術」の開催

受付中！

主 催	岐阜市	
内 容	多忙な社員が職場で十分に能力を発揮し、職場環境を整備することは厳しい企業競争を乗り越えるための重要な課題です。 このセミナーでは、男性・女性それぞれが能力を発揮し、売上増加に繋げられるかなど、中小企業でも実践できる取組みや考え方について、女性経営者目線でわかりやすくお話します。 【講 師】榊原 陽子 氏（株式会社マザーリーフ 代表取締役）	
日 時	平成 30 年 12 月 1 日(土) 14:00～16:00	
場 所	みんなの森 ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ (岐阜市司町 40 番地 5)	
定 員	80 名	
参加費	無 料	
照会先	岐阜市 商工観光部 産業雇用課 http://www.city.gifu.lg.jp/34003.htm	

➤ **「中小企業のための知的財産経営講座 in 名古屋」(全4回)の開催**

受付中！

主 催	中部経済産業局
内 容	中部経済産業局では、中小企業の皆様の「知的財産経営の導入・定着」の促進を目的とした「知的財産経営講座」を開催します。中小企業の知的財産の活用を支援している専門家による講義と受講者間によるワークショップ形式で、知的財産経営の導入に向けた実践的な連続講座となっています。平成25年度より開催され大変好評を博している本講座に是非ご参加ください。 【第1回】 中小企業経営に活かす知的財産活動 【第2回】 海外展開における知財戦略 【第3回】 中小企業による知財経営の実例 【第4回】 ニッチトップ企業になるための知財活用術
日 時	【第1回】 平成30年12月20日(木)14:00～17:00 【第2回】 平成31年1月10日(木) 14:00～17:00 【第3回】 平成31年1月30日(水) 14:00～17:00 【第4回】 平成31年2月15日(金) 14:00～17:00
場 所	ウインクあいち(愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)
参加費	無料
定 員	30名
対 象	・知的財産経営の実践を目指す中小企業の経営者・役員等 ・原則として全講座に参加できること
照会先	中部経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室 http://www.chubu.meti.go.jp/b36tokkyo/sesaku/chizaikeieikouza/30fy/fy30_in_nagoya.html

➤ **岐阜県よろず支援拠点「よろずミニセミナー」の開催**

受付中！

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター 岐阜県よろず支援拠点
内 容	岐阜県よろず支援拠点では、市町村との連携や、金融機関等の他の支援機関とチームを編成するなどして、経営上のあらゆる課題に対して、総合的・先進的なアドバイスを行っています。また、さまざまな経営課題に対応したセミナーやワークショップ(体験型講座)を数多く開催し、事業者役に役立つ情報を提供しています。 このたび、経営サポートの一環として相談員(コーディネーター)を派遣し、各種のテーマに沿って開催する「よろずミニセミナー」を開催しますので、経営課題解決の一助として、積極的にご活用ください。 ※セミナー後、個別経営相談の開催も可能です。
テーマ	以下の7テーマについて申込を受け付けております。下記照会先にお問い合わせください。 ①売り上げ拡大セミナー ②IT集客セミナー ③店舗・飲食系セミナー ④創業セミナー ⑤経営改善セミナー ⑥人材・労務セミナー ⑦補助金人材確保セミナー
日 時	平日1回90分～120分(相談可)
場 所	申込者の会議室等
参加費	無料
定 員	最小4名 最大8名
照会先	十六銀行 法人営業部 地域開発グループ 倉家・山口 (TEL 058-266-2523)

3. 経営教室

国際税務教室

租税条約に定める限度税率を超える外国税額

海外から配当や使用料といった投資所得の支払を受ける場合、その国からの支払に際して、その国の租税の源泉徴収がなされることが一般的です。他方、我が国の法人税法上、源泉徴収された税額は外国税額控除の対象となり、これにより二重課税の排除がなされます。

支払国において源泉徴収される税率は、その国の国内法の規定によりますが、その国と我が国との間に租税条約が締結されている場合には、租税条約による限度税率に制限されます。したがって、法人税法上、外国税額控除の対象とされる外国税額は、条約締結相手国において課される税額の場合、租税条約に規定される税率が限度となります。すなわち、法人税法上、支払国において、租税条約に規定される限度税率を超えて源泉徴収された税額がある場合、そのような限度税率を超過した税額は、外国税額控除の対象税額となりません。

実務的には、条約締結国からの支払に際して、租税条約に規定される限度税率を超えて源泉徴収される場合も見受けられます。その場合、外国税額控除の対象とされない限度超過分の税額の処理に困惑することがあります。従前、このような限度超過税額は、租税条約相手国において還付を受けるまで、仮払金等として資産計上を行う必要がありました（※1）。しかし、税制改正（平成26年度）により外国税額控除についての整理が行われたことにより、当該限度超過税額は、支払日の属する事業年度の損金の額に算入することが可能とされています（※2）。

（※1）旧法人税基本通達 16-3-8（平成26年課法2-9「四」により削除）（※2）平成29年3月期以降。なお、当該限度超過税額の全部もしくは一部の還付を受けた場合、還付されることとなった事業年度に益金算入することになります。

国内税務教室

平成30年分からの年末調整の注意事項

税務手続の電子化については、平成16年2月に運用が開始されて以来、約10年あまりが経過したところですが、近年ではその利用率が足踏み状態にあることから、利用促進に向けて以下の税制改正が行われています。

1. 青色申告特別控除額（65万円）の引き下げ

2020（平成32）年度以降の所得税及び2021（平成33）年度以降の個人住民税から青色申告特別控除額が10万円引き下げられ、55万円となります。ただし、以下のいずれかの要件に該当すれば65万円となり、現行と控除額が変わらないこととなります。

- ・電子帳簿に対応していること
- ・期限内に電子申告（e-Tax）していること

したがって、紙ベースで帳簿を記載（電子帳簿について税務署長等の承認を受けることなく、市販の会計ソフト等を使用している場合を含む。）しており、かつ、紙ベースでの確定申告を行っている方にとっては、現行通りの65万円控除を維持するためには、上記のどちらかの対応を迫られることになります。

2. 電子申告（e-Tax）による法人税等申告の義務化

事業年度開始時の資本金の額等が1億円超である内国法人等については、2020（平成32）年4月1日以後に開始する事業年度について、電子申告（e-Tax）による法人税、地方法人税並びに消費税及び地方消費税の申告書の提出が義務付けられます。

税理士法人 成 和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所）/ 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

今月号のテーマ

数日先の環境情報を予測する
知的IoT技術で農林水産業支援

遠隔地に設置した各種センサのデータを収集し、ユーザーに情報提供するシステムを開発している大塚孝信准教授。真珠養殖のための海水温予測システムや、中小河川水位の予測システムなど、実際の運用を想定した機器の設計・開発からデータ処理・予測方法までを一貫して研究している。

収集したデータを継続的に観察・解析、さらには、画像データ等を統合して学習させることによって予測アルゴリズムの精度向上を図っている。またハードウェアの耐候性・省電力設計などを継続して改良することで、最新の研究成果を現場に応用し続けている。

◇海水温予測システムの真珠養殖への応用

生簀や筏など海で養殖される魚介類は、赤潮や海水温の変動が発生した場合、全滅に追い込まれるケースも珍しくない。養殖真珠の母貝となるアコヤ貝の適正水温は、冬季10℃以上夏季は25℃以下とされ、冬季は暖かい水域で越冬し、夏季の水温の急上昇が予想される場合には養殖筏そのものを水温の低い漁場に移動させている。養殖真珠の代表的な産地である三重県英虞湾のようなリアス式地形では、地形条件など周辺状況の違いによって、各地域の海水温変化が大きいいため、実際に養殖場として利用しているポイントの100～500m四方ぐらいの計測範囲で水温を収集・予測する必要がある。またアコヤ貝は、ネットや籠に入れて筏から海中に吊るして養殖するため、水深2～10メートル間の水温のデータ収集・予測が必要になる。

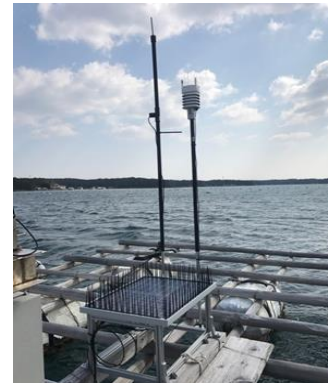


写真1 真珠の養殖筏の上に設置した複合気象計

海水温の予測は養殖従事者の経験と勘が頼りだが、ベテラン従事者の高齢化や引退などによって予測技術の伝承が難しくなっているため、ベテランの経験と勘に代わってIoTやAI技術を活用し、気象データと組み合わせて4水深(0.5m、2m、5m、8m)の水温を5日後まで予測可能なシステムを開発した。各地点の水深ごとの海水温を予測するアルゴリズムは、三重県真珠養殖協議会が「英虞湾モニタリングシステム」によって収集した過去10年分(2007～17年)のデータと、英虞湾近傍の気象データを元に、様々な機械学習アルゴリズムを利用して、予測モデルを構築している。

湾の構造や潮目など自然環境を理解した上で、センサの設置場所や構成や学習パラメータを選定するなどして、予測との誤差の低減を図っている。2017年から独自に開発した水温観測装置に刷新し、同一の筏上に複合気象計を追加設置した(写真1参照)。今後は、1カ月単位の長期予測の精度向上や、海水温だけでなく、植物プランクトンの指標となる「クロロフィルa」や塩分濃度の予測を行うなど、ユーザーが必要とする少し先の未来の地球環境を予測し、持続可能な海産養殖のサポートを目指す。

◇農業や防災・減災分野など幅広い分野への適応

従来、センサとの通信は専用設計だったが、電圧やインターフェースの異なる多様なセンサを接続可能な「WSN(ワイヤレスセンサネットワーク)プラットフォーム」を世界に先駆けて開発し、実装を行っている。このプラットフォームの活用で、様々なフィールドでの情報収集が容易になるほか、異なる用途のセンサを接続可能とすることで、複数の分野へのデータ提供を行うことが可能になる。この汎用環境情報収集システム1つで、土壌の水分予測や用水路の管理など農業分野、土砂崩れ予測や河川の氾濫予測など防災・減災分野への適応が期待される。

実際に運用する現場の問題点を抽出し、最適な機器構成や予測アルゴリズムを構築するとともに、自然に寄り添い、被害を低減できる情報提供を目指す。

お問い合わせ： 国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構
技術移転担当コーディネータ 佐藤 久美
電話番号： 052-735-7276

E-mail: sato.kumi@nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

編集・連絡先：
十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。

また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。